

## 山梨県犯罪被害者等支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、山梨県犯罪被害者等支援条例（令和4年山梨県条例第49号。以下「条例」という。）第13条、第15条及び第16条の規定に基づき、犯罪被害者等の安全の確保及び居住の安定を図るとともに、その経済的な負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命、身体又は自由への被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族をいう。
- (5) 家族 犯罪被害者の親族等であって、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者を行い、異性間、又は、同性間であることを問わない。以下同じ。）を含む。）
  - イ 犯罪被害者の二親等以内の親族であって、犯罪被害者が被害を受けた際に当該犯罪被害者と同居していた者
  - ウ ア及びイに準じる者で、補助金の交付が特に必要であると知事が認める者
- (6) 二次被害 条例第2条第4号に定める二次被害をいう。

### (補助金の区分、交付の対象となる経費及び上限額)

第3条 補助金の区分、交付の対象となる経費及び上限額は、別表第1に定めるところとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、別表第2に掲げる補助金の区分

に応じ、同表に定めるとおりとする。

(補助金を交付しない場合)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金を交付しない。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、前条に定める補助金の交付を受けることができる者と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者(婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、又は、同性間であることを問わない。))を含む。)があった場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 別表第1に定める交付の対象となる経費について、次のいずれかに該当する場合
  - ア 国における同様の制度により支援を受け、又は受けることができる場合
  - イ 他の都道府県、市町村、その他公的な機関又は団体における同様の制度により支援を受けている場合
  - ウ 民間の事業者による保険の適用を受けている場合
  - エ 加害者又はその関係者から損害賠償等を受けている場合
- (3) 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発する等、当該犯罪被害につき、犯罪被害者等の責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に定める暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であった場合
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

(補助金交付申請書及び添付書類の様式)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山梨県犯罪被害者等支援補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第3に掲げる補助金の区分に応じ、同表に定める添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の申請者が未成年者又はやむを得ない事情により補助金の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人が代理申請することができる。

3 規則第12条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

(補助の申請の期限)

第7条 前条の申請の期限は、当該犯罪被害を受けた日から1年を経過する日とす

る。

(補助の決定及び補助金の額の確定)

第8条 知事は、第6条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定及び交付額の確定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行ったときは、山梨県犯罪被害者等支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に速やかに通知するものとする。

3 知事は、第1項に定める補助金の審査により、補助金を交付しないこととした場合は、速やかに不交付の決定を行うとともに、山梨県犯罪被害者等支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

4 知事は、第1項に定める補助金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

5 前項の規定は、補助金の交付決定後においても適用があるものとする。

(交付)

第9条 知事は、前条の交付の決定及び交付額の確定を行ったときは、遅滞なく、申請者に補助金を交付するものとする。

(届出)

第10条 申請者は、第6条の規定による補助金の交付申請後に、第5条各号のいずれかの場合に該当するに至った場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(決定の取り消し)

第11条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が、別表第2に定める補助金の交付を受けることができる者に該当しないことが判明したとき。

(2) 第5条各号のいずれかに該当していることが判明したとき。

(3) 申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者

は知事が定める日までに、当該取り消しを受けた部分に相当する額の補助金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助金の交付を受けた者は、前条に定める返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(報告等)

第14条 知事は、必要に応じて、補助金の交付を受けた犯罪被害者等に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(個人情報の収集及び提供)

第15条 知事は、申請者に対して補助金の交付を行うに当たり、必要な範囲内において、警察等関係機関から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の補助に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月9日から施行し、令和5年10月12日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

(経過措置)

2 第5条第2号アの規定は、この要綱の施行の日以後に国の犯罪被害者等施策の一層の推進に基づく取組み（国の第16回犯罪被害者等施策推進会議（令和5年6月6日開催）において決定した「犯罪被害者等施策の一層の推進について」における各取組みのことをいう。）による制度改正が行われるまでの間は、適用しない。

別表第1（第3条関係）

補助金の区分	交付の対象となる経費	上限額
1 転居費補助金	次に掲げる費用の合計額とする。 (1) 運送に要した費用 (2) 荷造り等のサービス(運送事業者等が行ったものに限る。)に要した費用 (3) その他知事が認める費用	同一の犯罪被害について、20万円 (消費税及び地方消費税を含む。)
2 二次被害防止・軽減対策費補助金	次に掲げる行為を弁護士に委託する費用とする。 (1) 報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による取材への対応 (2) 報道機関(報道を業として行う個人を含む。)に対する犯罪被害者等の意向や要望の通知・申し入れ等 (3) 二次被害の要因となるインターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼 (4) その他二次被害の軽減・防止に資すると知事が認める行為	同一の犯罪被害について、10万円 (消費税及び地方消費税を含む。)

備考

- 1 同一の犯罪被害には、同一の加害者による一連の犯罪行為により、同一の犯罪被害者に発生した複数の犯罪被害を含むものとする。
- 2 補助金は、同一の犯罪被害について、本表の補助金の区分ごと1回に限り交付するものとする。

別表第2（第4条関係）

補助金の区分	補助金の交付を受けることができる者
1 転居費補助金	<p>犯罪被害者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有すること。</p> <p>(2) 犯罪被害を受けた際、警察に被害の届出がなされており、かつ、当該届出を警察が受理していること、又は、犯罪被害について、警察から事情聴取を受け、供述調書等が作成されていること。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者</p> <p>イ 犯罪被害を受けた場所が住居又はその付近であるなど、二次被害の発生、更なる被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難となった者</p> <p>ウ その他補助金の交付が特に必要であると知事が認める者</p> <p>(4) 申請者が未成年者の場合は、転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。</p>
2 二次被害防止・軽減対策費補助金	<p>犯罪被害者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有すること。</p> <p>(2) 別表第1「交付の対象となる経費」に定める行為のいずれかを弁護士に委託する契約を締結していること。</p>

備考

補助金の交付を受けることができる者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

別表第3（第6条関係）

補助金の区分	添付書類	
	個別書類	共通書類
1 転居費補助金	<p>(1) 転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書</p> <p>(2) 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類（住民票の写し、戸籍の附票等）</p>	<p>ア 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）</p> <p>イ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する書類（戸籍の謄本又は抄本その他の証明書）</p> <p>ウ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（婚姻（パートナーシップを含む。）の意思を確認できる書類、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書、住民票の写し等）</p>
2 二次被害防止・軽減対策費補助金	<p>申請者が別表第1「交付の対象となる経費」に定める行為を弁護士に委託し、かつ、支払いが完了していることが確認できる書類（委託契約書等の写し及び領収書等）</p>	<p>エ 犯罪被害者が死亡又は犯罪被害により補助金の交付申請に係る意思表示をすることができない場合は、その事実を確認できる書類（死亡診断書の写し、医師の診断書の写し等）</p> <p>オ 犯罪被害者が重傷病を負った場合は、その事実を確認できる書類（医師の診断書の写し等）</p> <p>カ 代理人による代理申請の場合は、代理人であることを証明する書類（自筆の委任状等）</p>

備考

地方公共団体が発行する各種証明については発行日から3月以内のものとし、住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。